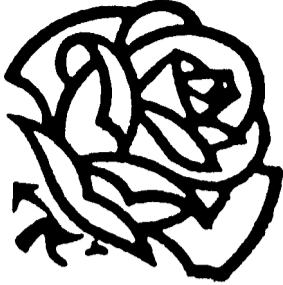


白ばらは明るい



選挙のシンボル

しろばらだより

臨時号

掲示板

有権者 平成16年3月2日現在
(定時登録者数)
男 192,060人
女 189,669人
計 381,729人

発行所 〒271-8588 松戸市根本387番地の5
松戸市選挙管理委員会
松戸市明るい選挙推進協議会
でんわ 047(366)7386

あらかじめ手続きを
しておくと自宅など
でも投票できるのネ。



郵便等による不在者投票 の対象者の拡大と新たに 『代理記載制度』の創設

公職選挙法の一部が改正され、郵便等による不在者投票について、その対象者が拡大されるとともに、『代理記載制度(裏面に掲載)』が新たに創設されました。

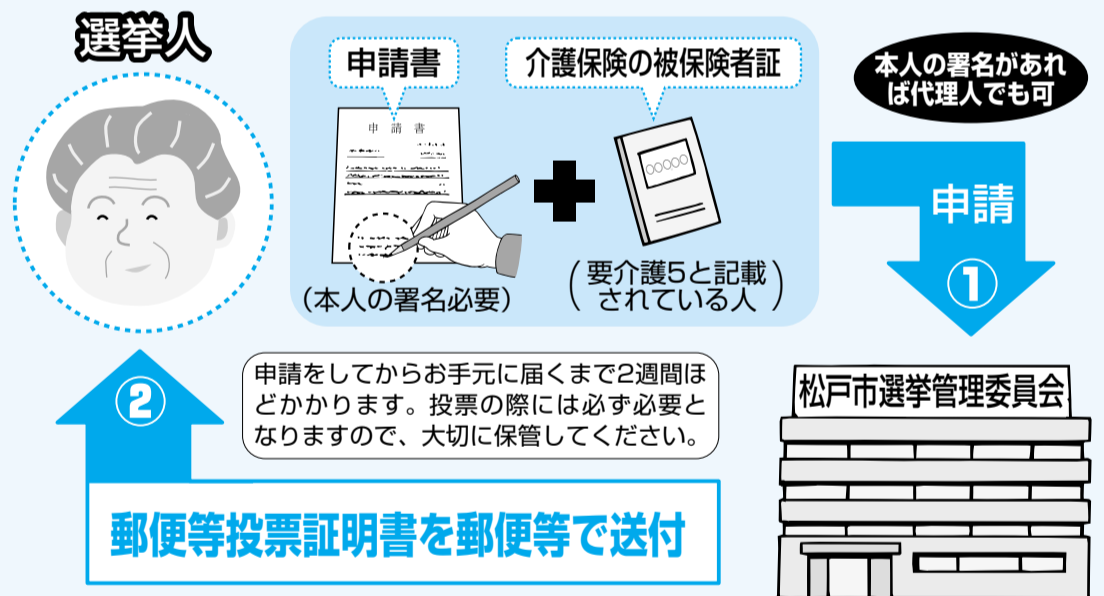
1 郵便等による不在者投票の対象者の拡大

今回の改正により、介護保険法上の**要介護者**で、介護保険の被保険者証に**要介護5**と記載されている方が、新たに郵便等による不在者投票をすることができるようになりました。この制度を希望される人は、投票の際『郵便等投票証明書』が、必ず必要となりますので、忘れずに選挙管理委員会事務局まで申請してください。

今年の夏には、任期満了(平成16年7月25日)に伴う参議院議員通常選挙が予定されています。なお、この制度を利用して投票を希望される人は、登録には多少日数がかかりますのでお早めに申請してください。

1 郵便等投票証明書の交付申請

申請書は選挙管理委員会事務局にあります。



郵便等投票制度該当要件

従来の郵便等投票制度(下記)に該当する方で、まだ申請をしていない人も受け付けていますので、希望される人は選挙管理委員会事務局まで申請してください。

手帳の種類	障害の程度	障害の等級等
身体障害者手帳	①身体の障害(両下肢・体幹・移動機能) ②内臓の障害(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸) ③ 免疫の障害(平成16年3月1日から適用)	1級若しくは2級 1級若しくは3級 1級から3級
戦傷病者手帳	①両下肢・体幹の障害 ②内臓機能の障害	特別項症から第2項症 特別項症から第3項症
介護保険被保険者証	① 要介護状態区分が要介護5(平成16年3月1日から適用)	

※太字は新設された制度です。

② 郵便等による不在者投票における代理記載制度の創設

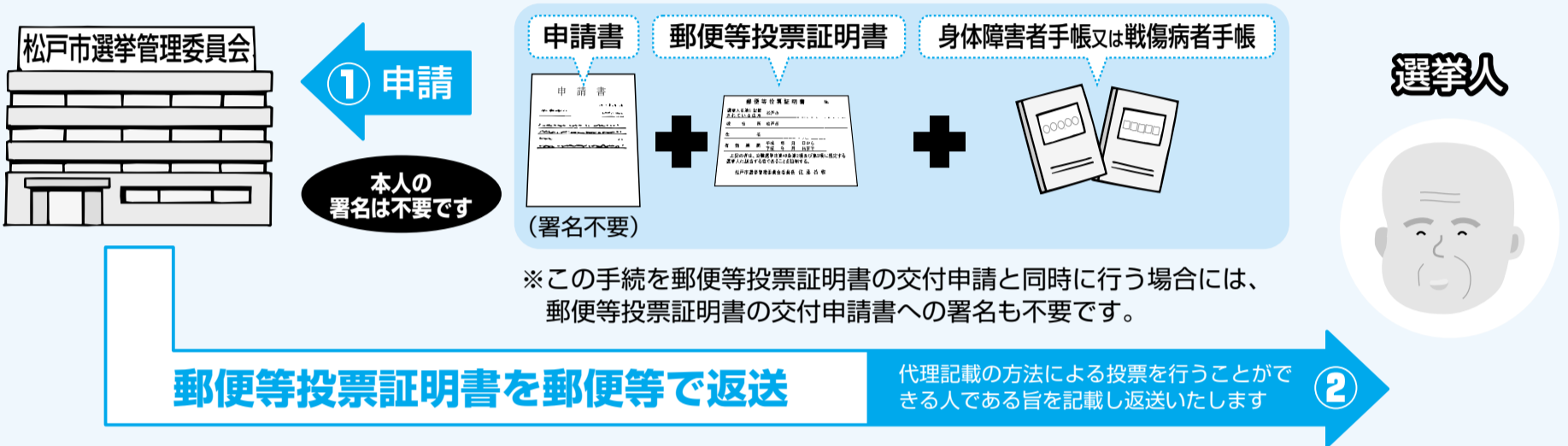
表面の郵便等投票制度該当要件に該当する方で、次の①又は②に該当する人は、あらかじめ松戸市選挙管理委員会へ届け出た代理記載人（選挙権を有する人に限る。）に投票に関する記載をさせることができるようになりました。

- ① 身体障害者福祉法上の身体障害者で、身体障害者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が1級と記載されている方
- ② 戦傷病者特別援護法上の戦傷病者で、戦傷病者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までと記載されている方

※ 代理記載の方法による投票を行うためには、**表面 1**の郵便等投票証明書の交付申請に加えて、次の①及び②の手続きを行っておく必要があります。これらの手続きは同時に行うことが可能です。

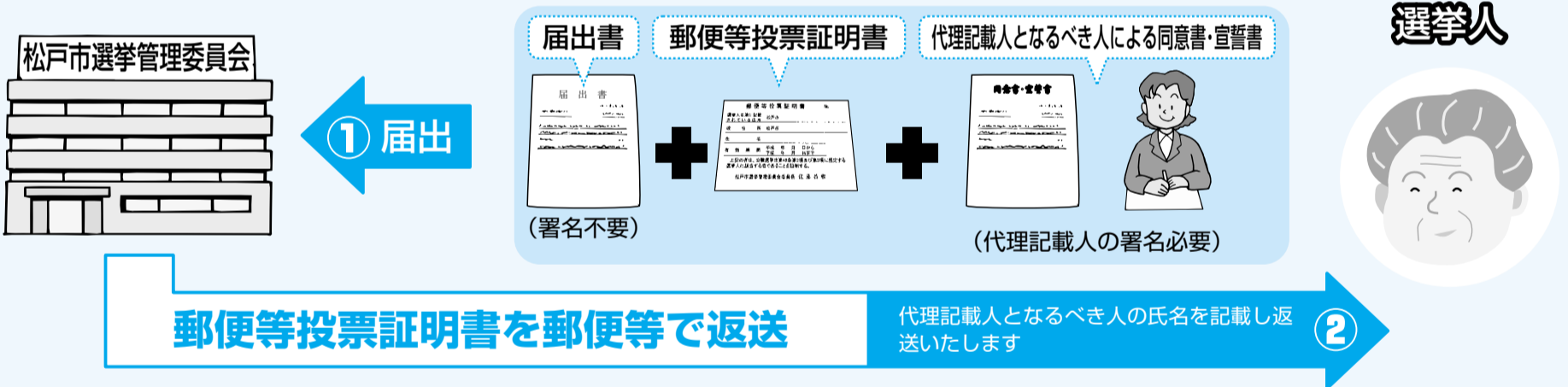
1 代理記載の方法による手続（申請書は選挙管理委員会事務局にあります。）

郵便等投票証明書に代理記載の方法による投票を行うことができる旨の申請をします。



2 代理記載人となるべき人の届出手続（届出書等は選挙管理委員会事務局にあります。）

選挙人に代わって投票に関する記載を行う『代理記載人』を届け出ます。



③ 注意事項（罰則）

代理記載人が選挙人の指示する候補者名を記載しなかった等の場合には、2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処せられます。

してはいけないことってなんだろう？



選挙のめいすいくんのお父さん

ルール その1

みんなで守ろう「三ない運動」（政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることは禁止されています。有権者が求めてもいけません。）

贈らない

求めない

受けとらない

ルール その2

政治活動用ポスター等の掲示について

禁止される場所（公共施設等）



公園



橋りょう（水路）



電柱など

※施設管理者の承諾を得なければ掲示できません。

ルールを守り、きれいな選挙を心掛けよう！